

富里市家庭的保育事業等の認可の基準等に関する要綱を次のように定める。

平成 27 年 3 月 16 日

富里市長 相 川 堅 治

告示第 39 号

富里市家庭的保育事業等の認可の基準等に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、市長が、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項に定める家庭的保育事業等を運営しようとする者からの申請に対し、設置の認可、並びに同条第 7 項に定める家庭的保育事業等を運営している者からの申請に対し、その休止及び廃止の承認等を行うことについて必要な手続を定める。

(認可の申請)

第 2 条 児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の規定により、家庭的保育事業等の認可を受けようとする者は、家庭的保育事業等認可申請書（別記第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に際しては、当該申請が富里市家庭的保育事業等の設備運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 12 号。以下「条例」という。）で定める要件に適合していることを証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

3 家庭的保育事業等の運営の適正化に資するため、新たに家庭的保育事業等の認可を受けようとする者は、事前に市長と協議しなければならない。

(認可の基準)

第 3 条 認可の基準は、児童福祉法及び関係法令に定めるもののほか、条例に規定する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）並びに次の各項に定めるところによるものとする。

2 児童数の推移、施設等の利用に係る待機の状態等地域の実態、付近の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の整備状況等を十分に勘案し、家庭的保育事業等の設置が必要であると認められるものでなければならない。

3 市長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（法第 61 条第 2 項第 1 号の規定により本市が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（法第 19 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する満 3 歳以上の小学校就学前子どもを除く。）及び特定地域型保育事業の利用定員の総数の合

計が、本市が定める子ども・子育て支援事業計画（法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援計画をいう。）（以下「事業計画」という。）において定める当該教育・保育提供区域の特定教育・保育施設の必要利用定員の総数（法第19条第1項第1号及び第2号に規定する満3歳以上の小学校就学前子どもを除く。）及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数の合計に既に達しているとき、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によってこれを超えることになることを認めるとき、その他の事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、認可をしないことができる。

- 4 債務超過や直近3か年の連続した損失計上、公租公課の滞納等、経営状況に係る懸念事項がないこと。
- 5 家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を実施する建物は、昭和56年新耐震基準に基づき設計されたものである等、耐震に関して安全性が確認されていること。
- 6 本市において認可外保育施設を運営している者が、当該認可外保育施設を家庭的保育事業等に移行する場合にあっては、原則として、国の認可外保育施設指導監督準に全て適合していること。

（富里市子ども・子育て会議等の意見の聴取）

第4条 市長は、家庭的保育事業等の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ富里市子ども・子育て会議及び富里市家庭的保育事業等の認可に関する審査会（以下「会議等」という。）の意見を聴かなければならない。

（認可の場合の通知）

第5条 市長は第2条第1項の申請に対し、第3条に規定する認可基準や事業計画の内容、区域の利用定員の総数及び区域の必要利用定員の総数並びに前条の会議等の意見を勘案する中で、認可の適否について判断するものとする。この場合において、市長は当該申請に対して、認可する場合は家庭的保育事業等認可書（別記第2号様式）を、認可しない場合は家庭的保育事業等認可不承認通知書（別記第3号様式）を交付するものとする。

（家庭的保育事業等の休廃止又は認可内容の変更）

第6条 家庭的保育事業等の認可を受けた者（以下「事業者」という。）が当該家庭的保育事業等の事業を休止又は廃止しようとする場合は、理由を記した書面を添えてあらかじめ家庭的保育事業等休止（廃止）申請書（別記第4号様式）及び家庭的保育事業等休止廃止承認申請調書（別記第4号の2様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 事業者が認可の申請の際に届け出た内容について変更がある場合は、その旨を市長に、家庭的保育事業等認可事項変更届（別記第5号様式。以下「変更届」という。）及び家庭的保育事業等認可事項変更調書（別記第5号の2様式）により届け出なければならない。また、法人の場合、法人の代表者について変更がある場合は、変更届及び家庭的保育事業等認可事項変更調書（法人代表者の変更）（別記第5号の3様式）を、その名称と所在地に変更がある場合は、変更届及び家庭的保育事業等認可事項変更調書（名称・所在地の変更）（別記第5号の4様式）により届け出なければならない。
- 3 市長は第1項の申請に対し、地域の保育の実状を勘案し、承認する場合は、家庭的保育事業等休止（廃止）承認書（別記第6号様式）を、承認しない場合は、家庭的保育事業等休止（廃止）不承認通知書（別記第7号様式）を交付するものとする。
- 4 市長は第2項の届出に対し、受理書（別記第8号様式）を交付するものとする。

（事業の制限及び停止又は認可の取消し）

第7条 市長は、事業者が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、事業者に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、更にその事業者が命令に従わないときは、事業の制限及び期間を定めて事業の全部若しくは一部を停止、又は認可を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定に基づき事業の制限及び事業の全部若しくは一部の停止又は認可を取り消すときは、家庭的保育事業等認可（制限・停止・取消）決定通知書（別記第9号様式）により事業者に通知する。

（報告）

第8条 事業者は、次の各号について市長へ報告しなければならない。

- (1) 通常報告 事業者は、家庭的保育事業等の運営状況を各年度終了後、別に通知する期限までに市長に報告するものとする。
- (2) 臨時報告 事業者は、施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、救急搬送事案、食中毒事案及び虐待（疑い）事案等の児童処遇上重大な事案があった場合には、遅滞なく市長に報告するものとする。
- (3) 改善の報告 事業者は、法第34条の17第3項に規定する改善勧告又は改善命令を受けた場合に、おおむね1か月以内に改善の事実又は改善の予定を市長に報告するものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、家庭的保育事業等の認可等に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第2条の申請の手続については、この告示の施行前においても行うことができる。